

肺がん検診実施要領

平成2年10月22日制定

平成8年5月10日一部改正

平成24年4月25日一部改正

平成25年4月17日一部改正

令和2年4月1日一部改正

令和4年4月1日一部改正

[総務部職員厚生課]

(対象者)

第1条 肺がん検診対象者（以下「対象者」という。）は、郡山市職員安全衛生管理規則（平成3年郡山市規則第7号。以下「規則」という。）第2条第1項に定める職員（ただし、規則第20条第3項の各号に掲げるものを除く。）で年度内到達年齢が40歳以上の者とする。

(検診)

第2条 検診は、次のとおりとする。

- (1) 問診
- (2) 胸部X線検査
- (3) 喀痰細胞診（以下「細胞診」という。）

2 前項第3号に掲げる細胞診の検査は、次のいずれかに該当する者を対象に実施するものとする。

- (1) 6ヵ月以内に血痰のあったもの
- (2) 50歳以上の者であって、喫煙指数（1日本数×喫煙年数）が600以上のもの（禁煙年数が10年以上の者を除く。）

(実施方法)

第3条 胸部X線検査及び細胞診による検査は、検診機関に委託（以下「委託健診機関」という。）して実施するものとし、その実施方法は次のとおりとする。

2 胸部X線検査は、デジタル撮影で行い、読影は、ダブルチェック方式とし、二重読影の結果必要と思われる者に対し、過去の胸部X線写真と比較読影を行うものとする。

3 細胞診は、問診により受診者を把握し、3日間蓄痰法によって行う。

(実施日程)

第4条 実施日程は、別に定める。

(結果報告)

第5条 委託健診機関は、健診結果を保存した電算処理用媒体と個人結果通知書を検査の日から30日以内に市に報告するものとする。ただし、電算処理用媒体は処理後速やかに市が委託健診機関に返却するものとする。

(結果通知)

第6条 規則に定める総括安全衛生管理者は、委託健診機関の報告に基づき、所属長を通じて速やかに受診者に通知するものとする。

(精密検査)

第7条 検査の結果「要精密検査」と判定された者は、健康保険証を使用して速やかに医療機関で精密検査を受けなければならない。

(事後指導)

第8条 検査の結果「要精密検査」と判定された者については、必要に応じ規則に定める衛生管理者が精密検査等についての事後指導をするものとする。

(委託料)

第9条 委託料は、1件当たりの単価契約とする。

2 契約単価については、別に定める。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成2年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年5月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。